



第 107 号

高畠 英弘
KCCN 理事
京都産業大学法学部教授

医療契約に消費者契約法 10 条を適用した裁判例

(津地裁四日市支部令和 2 年 8 月 31 日判決)

近年の医療サービスの多様化と質的变化により、美容医療や各種の生殖補助医療のように、患者の生命や健康の維持・回復を直接の目的としない医療サービスが増加しています。そして、このような医療サービスが増加してきた結果、これを対象とする競争市場もまた拡大しています。従来は、医療水準による内容コントロールと国民皆保険制度が結びついて機能してきた結果、どこで治療を受けても内容と価格が同じなのが原則でしたが、上記のような医療サービスが自由診療で提供される範囲では市場競争が発生し、そこでは、不当な勧誘が行われる危険性、あるいは「安かろう悪かろう」という劣悪なサービス内容になる危険性があります。実際に、近時の若年層における消費者トラブルの代表例が美容関連取引であるという状況は、このことをよく表しています。

今後、このような状況に対応するには、消費者契約法等の消費者特別法を活用することが必要なのですが、従来、医療契約との関係で消費者契約法が適用された裁判例は、東京地判平 21・6・19 (判例時報 2058 号 69 頁、消費者法ニュース 83 号 220 頁) の 1 件だけでした。

このような状況のもとで、近時、津地裁四日市支部令和 2 年 8 月 31 日判決 (判例時報 2477 号 76 頁) は、歯科医療契約において用いられた治療費の不返還条項「患者さんの都合により治療を中断された場合、原則として治療費の返還はいたしかねます。」を、消費者契約法 10 条違反で無効と評価しました。この裁判例は、医療契約との関係で消費者契約法が適用された 2 番目の事例として、そして同法 10 条による医療契約の内容コントロールを正面から認めた事例として、先例的意義を有します。

一般に、消費者契約法 10 条の要件は前段要件と後段要件に分けられており、前段は「法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」であること、後段は「民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害する」こととされています。後段要件については、最二判平 23・7・15 (民集 65・5・2269) により、「消費者契約法の趣旨、目的に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情」の総合考量によって要件充足の有無が判断されるとの枠組みが示されています。

(次ページへ続く)

本判決は、従来の判例・学説に従い、医療契約を民法 656 条の準委任契約に位置づけたうえ、本件不返還条項は 2017 年改正前の民法 648 条 3 項（履行の割合に応じた報酬請求）に比べて消費者の権利を制限しており前段要件を満たすとしたうえ、後段要件についても、①対価性を損なう規定であること、②身体的侵襲を伴う契約であり患者の意思に基づくものでなければならぬところ、本件条項によって患者が治療を中断したり転院する機会が制限されうること、③定型文であり個別に交渉され合意された条項でないこと、④即日契約であること、⑤患者らが高齢であること、等を総合判断してこれを満たすとしています。

後段要件の充足に関するこれらの考慮要素のうち、①③④⑤は従来の裁判例においても類似する判断が示されていますが、②については、身体的侵襲を伴う契約であることを挙げている点で、従来の裁判例には必ずしも表れていない要素です。先述のように、本件が医療契約に消費者契約法 10 条を適用した最初の裁判例であることからすれば、②は、身体、生命、健康という最重要法益とする医療契約の特質が 10 条の後段要件に反映されたものと評価することができ、今後、消費者契約法による医療サービスの規制を考える上で、重要な裁判例であると言えます。

また、治療費の不返還特約については、本件だけではなく、美容医療契約に特定商取引法規定の適用を否定した事例東京地裁平成 30 年（ワ）第 35326 号令和 2 年 2 月 7 日判決（LEX-DB25585373〔紙媒体判例集未登載〕）でも扱われています。適格消費者団体による差止請求において、治療費の不返還特約が対象になった事例も 2 件報告されています。これらの公表事例に照らせば、自由診療の医療契約においては、この種の治療費不返還特約がかなり広く用いられていることが窺われるため、今後、何らかの対応が必要であると考えます。

（2023年2月）